

## 川内原子力発電所 1、2号機の運転期間延長について

令和5年12月12日

薩摩川内市長 田中 良二

川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長について、薩摩川内市議会の意見・判断をはじめ下記の項目を踏まえて熟考し、総合的に判断した結果、運転期間延長を容認することを表明します。

原子力発電を活用する上では、住民の安全と安心を確保することが重要であり、安全性の更なる向上と防災対策の充実強化に不断に取り組むことが必要不可欠であります。

また、原子力発電については、「市民と市長の対話の場」である令和コミュニティトーク等を通じ、多様な「意見・要望」をいただいておりますが、原子力発電に対する不安の声は決して少なくありません。

そこで、本市は、原子力発電に対する不安を払しょくする取組として、安全な運転管理の徹底、厳正な審査、原子力防災訓練の充実・避難経路の整備など原子力防災体制の強化、使用済核燃料処理など核燃料サイクルの早期実現、積極的な情報公開と市民への分かりやすい丁寧な説明を、電気事業者・国・県に対して、市議会と共に強く要望し、『市民の声』を届けていく考えであります。

そして、薩摩川内市は、『原子力発電所立地自治体』として、市民の安全・安心の確保を第一に、広聴広報の基本姿勢のもと、これらの達成に向け、最善を尽くしてまいります。

### 記

#### 1 薩摩川内市議会の意見・判断

令和5年12月5日、市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会において、川内原子力発電所の運転期間延長に係る陳情について慎重かつ丁寧な審議をされ、川内原子力発電所の運転期間延長に対して賛成の陳情が賛成多数をもって「採択」とされ、運転期間延長に対して反対の陳情が賛成少数をもって「不採択」とされました。

そして、12月12日の本会議において、同委員会から審査の経過及び結果と附帯意見について、付託事件等審査結果報告がなされました。

その後、討論、採決が行われ、川内原子力発電所の運転期間延長に対して賛成の陳情が賛成多数をもって「採択」とされ、運転期間延長に対して反対の陳情が賛成少数をもって「不採択」とされました。

本市は、市議会における陳情の採決結果の判断と審議の過程等が出された意見を重視します。

なお、附帯意見については下記のとおりであります。

＜参考：附帯意見＞

市長におかれては、次の5項目に十分配慮し、対応されるよう要請する。

また、特に九州電力に対しては、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長に関して、市民に対し、丁寧で分かりやすい説明を継続するとともに、川内原子力発電所の安全対策の更なる充実を図るよう強く要請する。

- (1) 市は、川内原子力発電所の安全運転管理の更なる徹底を要請すること。
- (2) 九州電力は、川内原子力発電所の安全性を確保するため、万全の措置を講ずること。
- (3) 九州電力は、使用済燃料の安全管理と貯蔵能力の強化に努めること。  
また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであることから、国の積極的な関与のもと、安全対策の拡大を進めること。
- (4) 市は、国・県防災機関等との連携を強化し、原子力防災訓練の充実・避難経路の整備など原子力防災対策の充実を図ること。
- (5) 市は、九州電力並びに国・県に対し、立地地域の更なる振興に関する諸制度についても積極的に改善・拡充に努めるよう要請すること。また市内経済の安定と発展のため、企業誘致等、産業の多様化に向けた取組に努めること。

## 2 原子力規制委員会の審査結果

令和4年10月12日に九州電力株式会社（以下、「九州電力」という。）が行った「川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可申請」については、原子力規制委員会による審査及び委員による現地調査等を踏まえ、審査基準に適合していると判断されたことから、令和5年11月1日に「認可」されました。

本市は、これまで市長が原子力規制委員会委員及び原子力規制部長に対して厳正な審査等を直接要望してきましたが、引き続き、原子力規制委員会に対して、たゆまぬ姿勢で、厳正な審査・監督指導に努めていただくよう要望してまいります。

### 3 鹿児島県専門委員会の検討結果

鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会（以下、「県専門委員会」という。）が設置した川内原子力発電所の運転期間延長に関する分科会における、科学的・技術的な検証の結果、「特別点検の実施、劣化状況評価及び施設管理方針の策定がそれぞれ「適正」になされていること、九州電力の組織の運用体制や担当者の教育体制について、安全性の確保のため必要な措置が取られていること」が、県専門委員会において「確認」されました。

鹿児島県におかれては、原子力防災訓練の実施及び避難計画について不断に検証いただいておりますが、本市は、引き続き、原子力防災体制の強化に努めていただくよう要望してまいります。

### 4 鹿児島県からの要請書に対する原子力規制委員会の回答

本市は、鹿児島県が原子力規制委員会に対して要請を行うにあたり、厳正な審査と審査内容及び結果を市民に分かりやすく丁寧に説明することを意見としておりました。

これに対し、原子力規制委員会からは、「事業者の施設管理の実施の状況について、原子力規制検査をはじめとする各種検査等で厳正に確認していく」旨の鹿児島県への回答があり、本市の意見に対応されることを「確認」しました。

なお、市長と原子力規制庁職員との対面の場において、市民への説明について、「要望があれば地元へ赴いて説明する」旨の意向が示されました。

本市は、原子力規制庁に対して、「市民への直接説明」を要望してまいります。

### 5 鹿児島県からの要請書に対する九州電力の回答

本市は、鹿児島県が九州電力に対して要請を行うにあたり、安全な運転管理及び情報公開の徹底と、市民に分かりやすく丁寧に説明することを意見としておりました。

これに対し、九州電力からは、「安全性の確保を大前提に原子力発電所を活用していくこととしており、川内原子力発電所1、2号機の安全・安定運転に万全を期すとともに、積極的な情報公開と丁寧な説明に努めてまいります」旨の鹿児島県への回答があり、本市の意見に対応されることを「確認」しました。

なお、本市が設置する薩摩川内市原子力政策調査部会において、市民への説明について、「川内原子力総合事務所における対面（フェイス・トゥ・フェイス）による説明や同社ホームページを通じた丁寧な説明を行う」旨の意向が示されました。

原子力発電所の安全性の確保は、第一に電気事業者の責務であり、最大限の

注力が必要であると考えております。

そのため、本市は、引き続き、九州電力に対して、安全な運転管理の徹底と、市民の不安を払しょくするために情報公開の徹底と丁寧な説明を、要望してまいります。

## 6 令和コミュニティトーク等で得られた市民の意見・要望

川内原子力発電所の運転期間延長に関しては、「市民と市長の対話の場」である令和コミュニティトーク等を通して、多様な「意見・要望」をいただきました。

原子力発電所立地自治体である薩摩川内市として更なる地域振興を求める声がある一方で、福島第一原子力発電所の事故や、核燃料サイクルなど、原子力発電について不安を抱く市民の声も多くいただいております。

本市は、原子力発電に対する不安を払しょくする取組として、運転期間延長後も引き続き、安全な運転管理の徹底、厳正な審査、原子力防災訓練の充実・避難経路の整備など原子力防災体制の強化、使用済核燃料処理など核燃料サイクルの早期実現、積極的な情報公開と市民への分かりやすい丁寧な説明を、電気事業者・国・県に対して、市議会と共に強く要望し、『市民の声』を届けてまいります。

そして、薩摩川内市は、『原子力発電所立地自治体』として、市民の安全・安心の確保を第一に、広聴広報の基本姿勢のもと、これらの達成に向け、最善を尽くしてまいります。